

航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 無線局の免許に関する次の記述のうち、電波法（第5条）の規定に照らし、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者
- 2 電波法第11条の規定により免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者
- 3 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 4 無線局を廃止し、その廃止の日から2年を経過しない者

A-2 次の記述は、義務航空機局の送信設備の有効通達距離について述べたものである。電波法施行規則（第31条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

義務航空機局の A の周波数を使用する送信設備及び B の送信設備の有効通達距離は、 C （当該航空機の飛行する最高高度について、次に掲げる式により求められるDの値が C 未満のものにあつては、その値）以上であること。

$$D = 3.8 \sqrt{h} \text{ キロメートル}$$

hは、当該航空機の飛行する最高高度をメートルで表した数とする。

- | A | B | C |
|-------------------------------------|------------|-------------|
| 1 A3E電波118MHzから144MHzまで | 機上DME | 314.8キロメートル |
| 2 A3E電波118MHzから144MHzまで | ATCトランスポンダ | 370.4キロメートル |
| 3 J3E電波又はH3E電波2,850kHzから17,970kHzまで | ATCトランスポンダ | 314.8キロメートル |
| 4 J3E電波又はH3E電波2,850kHzから17,970kHzまで | 機上DME | 370.4キロメートル |

A-3 次の記述は、航空移動業務の無線局における免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された **A** の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
 (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、 **B**、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
 (2) 通信を行うため **C** であること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B	C
1 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の機器	十分なもの
2 無線局の種別	無線設備の設置場所	十分なもの
3 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の設置場所	必要最小のもの
4 無線局の種別	無線設備の機器	必要最小のもの

A-4 次の記述は、義務航空機局、航空機地球局、航空局及び航空地球局の運用義務時間について述べたものである。電波法（第70条の3）及び無線局運用規則（第143条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務航空機局及び航空機地球局は、総務省令で定める時間運用しなければならない。
- ② ①による義務航空機局の運用義務時間は、 **A** とする。
- ③ ①による航空機地球局で航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものの運用義務時間は、その航空機が別に告示する区域を航行中常時とする。
- ④ 航空局及び航空地球局は、 **B** 運用しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B
1 その航空機の航行中常時	航空機が自局の責任に係る区域を航行している時間中常時
2 その航空機の航行中常時	常時
3 責任航空局が指示する時間	常時
4 責任航空局が指示する時間	航空機が自局の責任に係る区域を航行している時間中常時

A-5 航空移動業務の無線電話通信における呼出し及び応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第18条、第20条、第23条、第26条、第154条の2及び第154条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空機局は、航空局に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくとも10秒間の間隔を置かなければ、呼出しを反復してはならない。
- 2 呼出し及び応答は、「(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 3回 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回」をそれぞれ順次送信して行うものとする。
- 3 自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号又は呼出名称が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出符号又は呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち相手局の呼出符号又は呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して直ちに応答しなければならない。

A-6 無線局が無線電話の機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときに、電波を発射する前に執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第18条及び第39条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 自局の発射しようとする電波の周波数と関連する遭難通信、緊急通信又は安全通信に使用する電波の周波数で、これらの通信が行われていないことを確かめなければならない。
- 2 発射しようとする電波の空中線電力が通信を行うために最適のものであることを確かめなければならない。
- 3 擬似空中線回路を使用して、発射しようとする電波の質を確かめておかなければならない。
- 4 自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。

A-7 次の記述は、航空移動業務及び航空移動衛星業務における通信の優先順位について述べたものである。無線局運用規則（第150条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空移動業務及び航空移動衛星業務における通信の優先順位は、次の(1)から(7)までに掲げる順序によるものとする。
 - (1) 遭難通信
 - (2) 緊急通信
 - (3) 無線方向探知に関する通信
 - (4) 航空機の に関する通信
 - (5) 気象通報に関する通信（(4)に掲げるものを除く。）
 - (6) 航空機の に関する通信
 - (7) (1)から(6)までに掲げる通信以外の通信
- ② ノータムに関する通信は、緊急の度に応じ、 に次いでその順位を適宜に選ぶことができる。

	A	B	C
1	正常運航	安全運航	緊急通信
2	安全運航	正常運航	無線方向探知に関する通信
3	正常運航	安全運航	無線方向探知に関する通信
4	安全運航	正常運航	緊急通信

A-8 遭難通信及び緊急通信の取扱い等に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第66条、第67条及び第70条の6）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行われる無線通信をいう。
- 2 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 3 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- 4 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

A-9 次の記述は、航空移動業務における遭難通報のあて先について述べたものである。無線局運用規則（第169条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機局が無線電話により送信する遭難通報（海上移動業務の無線局にあてるものを除く。）は、 A、責任航空局又は交通情報航空局その他適当と認める航空局にあてるものとする。ただし、状況により、必要があると認めるときは、 B ことができる。

- | A | B |
|------------------------|-------------|
| 1 当該航空機局と現に通信を行っている航空局 | 二以上の航空局にあてる |
| 2 当該航空機局と現に通信を行っている航空局 | あて先を特定しない |
| 3 最も近い距離にある航空局 | あて先を特定しない |
| 4 最も近い距離にある航空局 | 二以上の航空局にあてる |

A-10 遭難通報等を受信した航空局の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第171条の3）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報を受信したときは、直ちにこれに応答しなければならない。
- 2 航空局は、あて先を特定しない遭難通報を受信したときは、遅滞なく、これに応答しなければならない。ただし、他の無線局が既に応答した場合にあっては、この限りでない。
- 3 航空局は、自局以外の無線局（海上移動業務の無線局を除く。）をあて先として送信された遭難通報を受信した場合において、これに対する当該無線局の応答が認められないときは、遅滞なく、当該遭難通報に応答しなければならない。ただし、他の無線局が既に応答した場合にあっては、この限りでない。
- 4 航空局は、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを通信可能の範囲内にあるすべての航空機局に通報しなければならない。

A-11 総務大臣の行う無線局（登録局を除く。）の周波数等の変更の命令に関する次の記述のうち、電波法（第71条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の電波の型式、周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は無線局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の電波の型式、周波数、空中線電力若しくは実効^{はく}輻射電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の識別信号、電波の型式、周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は通信の相手方、通信事項若しくは無線局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

A-12 次の記述は、無線局の検査の結果について述べたものである。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から A を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を総務大臣又は総合通信局長に B なければならない。

- | A | B |
|------------------|-----------|
| 1 指示 | 報告し、検査を受け |
| 2 臨時に電波の発射の停止の命令 | 報告し、検査を受け |
| 3 指示 | 報告し |
| 4 臨時に電波の発射の停止の命令 | 報告し |

A-13 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、航空機局の無線業務日誌に記載しなければならないものに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線機器の試験又は調整をするために行った通信についての概要
- 2 レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
- 3 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めた場合は、その事実
- 4 電波法第70条の4（聴守義務）の規定による聴守周波数

A-14 次の記述は、国際電気通信連合憲章等に係る違反の通告について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その違反について A に報告しなければならない。
- ② 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁が B に行わなければならない。
- ③ 主管庁は、その管轄の下にある局が国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則（特に、国際電気通信連合憲章第45条（有害な混信）及び無線通信規則第15条（無線局からの混信）15.1）の違反を行ったことを知った場合には、事実を確認して C ならない。

- | A | B | C |
|---------------------|---------------|------------------------|
| 1 その局の属する国の主管庁 | その違反を行った局 | 国際電気通信連合の事務総局長に通報しなければ |
| 2 その違反をした者の属する国の主管庁 | その違反を行った局 | 必要な措置を執らなければ |
| 3 その局の属する国の主管庁 | その局を管轄する国の主管庁 | 必要な措置を執らなければ |
| 4 その違反をした者の属する国の主管庁 | その局を管轄する国の主管庁 | 国際電気通信連合の事務総局長に通報しなければ |

B-1 航空移動業務の無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第8条、第9条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 電波法第8条の予備免許を受けた者は、予備免許の際に指定された工事落成の期限を延長しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
- イ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、混信の除去等のため予備免許の際に指定された周波数及び空中線電力の指定の変更を受けようとするときは、総務大臣に指定の変更の申請を行い、その指定の変更を受けなければならない。
- ウ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- エ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- オ 電波法第8条の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。

B-2 次の記述は、航空移動業務の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、無線局の無線設備の を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であつて②によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であつて総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、 ため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- ③ 無線局の免許人は、②によりその選任の届出をした主任無線従事者に、 ごとに、無線設備の に関し総務大臣の行う を受けさせなければならない。
- ④ 主任無線従事者は、電波法第40条の定めるところにより、無線設備の を行うことができる無線従事者であつて、次に定める事由に該当しないものでなければならない。
- (1) 電波法第42条（免許を与えない場合）第1号に該当する者であること。
- (2) 電波法第79条（無線従事者免許の取消し等）第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により業務に従事することを停止され、その処分の期間が終了した日から3箇月を経過していない者であること。
- (3) 主任無線従事者として選任される日以前5年間において無線局（無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。）の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が に満たない者であること。

- | | | |
|----------------|--------------|--------------|
| 1 操作 | 2 操作の監督 | 3 航空機が航行中である |
| 4 航空機の運航計画の変更の | 5 総務省令で定める地域 | 6 総務省令で定める期間 |
| 7 講習 | 8 訓練 | 9 3箇月 |
| | | 10 6箇月 |

B-3 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 行われる を してはならない。
- ② 無線局の取扱中に係る の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ③ がその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、 に処する。

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| 1 特定の相手方に対して | 2 総務省令で定める周波数の電波により |
| 3 無線通信 | 4 暗語による無線通信 |
| 5 傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用 | 6 傍受 |
| 7 無線従事者 | 8 無線通信の業務に従事する者 |
| 9 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | 10 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金 |

B-4 義務航空機局の無線設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第9条の2及び第9条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 義務航空機局においては、1,000時間使用するたびごとに1回以上、その送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。
- イ 義務航空機局においては、その航空機の飛行前にその無線設備が有効通達距離の条件を満たしているかどうかを確かめなければならない。
- ウ 義務航空機局においては、毎月1回以上その送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。
- エ 義務航空機局においては、その航空機の飛行前にその無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。
- オ 義務航空機局においては、毎日1回以上その無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。

B－5 航空機の緊急の事態に係る緊急通報に対し、応答した航空局が執らなければならない措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第176条の2）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、この規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 直ちに航空交通管制の機関に緊急の事態の状況を通知すること。
- イ 緊急の事態にある航空機が海上にある場合には、付近を航行中の船舶に緊急の事態の状況を通知すること。
- ウ 緊急の事態にある航空機の付近を航行中の他の航空機に緊急の事態の状況を通知すること。
- エ 緊急の事態にある航空機を運行する者に緊急の事態の状況を通知すること。
- オ 必要に応じ、当該緊急通信の宰領を行うこと。

B－6 無線局の免許人から総務大臣に対する報告に関する次の記述のうち、電波法（第80条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、この規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 無線局が外国において、当該外国の主管庁による検査を受け、その検査の結果について指示を受けたとき。
- イ 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
- ウ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- エ 航行中の航空機において無線従事者を補充することができないため無線従事者の資格を有しない者が無線設備の操作を行ったとき。
- オ 遭難通信又は緊急通信を行ったとき。